



今号の主な内容▶2面：4月12日(日)まで市内公共施設等の休館期間を延長します／4面：4月1日から『東京都受動喫煙防止条例』・『改正健康増進法』全面施行されます

清瀬市大学連携推進協議会 清瀬市市制施行50周年記念連携事業



～マイ・カン・シャ・50～

# My Kan Sha 50

# 私なりの感謝



市制施行50周年！？  
ウカウカして  
いられない！！

～「清瀬への感謝の思いが込められた」エピソードを募集します～

**4月12日(日)まで市内公共施設等の休館期間を延長します。**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内公共施設等の休館期間を4月12日(日)まで延長します。東京都の要請により屋外のスポーツ施設の利用も中止となりました(3月26日現在)。施設の問い合わせ先などは2面をご覧ください。